

広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月13日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第13号

広島県道路交通法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則の一部を改正する規則

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第3章の2 安全運転管理者等(第10条の2 ―第10条の7) 第4章～第6章 略 附則 (解任命令) 第10条の5 略 (是正措置命令) 第10条の6 <u>法第74条の3第8項の規定により、措置をとるべきことを命ずるときは、別記様式第14号の2による是正措置命令書によつて行うものとする。</u> (安全運転管理者等講習) 第10条の7 法第108条の2第1項第1号に規定する講習(以下「安全運転管理者等講習」という。)の通知を受け、当該講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において別記様式第14号の3による安全運転管理者等講習受講申出書を公安委員会に提出するものとする。 2 略	目次 第1章～第3章 略 第3章の2 安全運転管理者等(第10条の2 ―第10条の6) 第4章～第6章 略 附則 (解任の命令等) 第10条の5 略 (安全運転管理者等講習) 第10条の6 法第108条の2第1項第1号に規定する講習(以下「安全運転管理者等講習」という。)の通知を受け、当該講習を受講しようとする者は、受講日に、当該講習の行われる場所において別記様式第14号の2による安全運転管理者等講習受講申出書を公安委員会に提出するものとする。 2 略

別記様式第7号の4, 別記様式第7号の10及び別記様式第7号の17中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

別記様式第14号の2中「第10条の6」を「第10条の7」に改め、同様式を別記様式第14号の3とし、別記様式第14号の次に次の1様式を加える。

様式第14号の2（第10条の6関係）

広公委第 号
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

様

広島県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとるべきことを命じます。

命令を受ける者	名 称 ----- 職・氏名
是 正 措 置 命 令 内 容	
理 由	
備 考	この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。 また、この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う広島県道路交通法施行細則の規定の読替えに関する規則(平成14年広島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する自動車運転代行業者についての広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第2項に規定する自動車運転代行業者についての広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略			略		
第10条の5	法第74条の3第6項	読替え道路交通法第74条の3第6項	第10条の5	法第74条の3第6項	読替え道路交通法第74条の3第6項
第10条の6	法第74条の3第8項	読替え道路交通法第74条の3第8項			
略			略		
別記様式第14号	法第74条の3第6項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項	別記様式第14号	法第74条の3第6項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第6項
別記様式第14号の2	法第74条の3第8項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項			
別記様式第14	道路交通法第108条の2第1	自動車運転代行業の業務の適正	別記様式第14	道路交通法第108条の2第1	自動車運転代行業の業務の適正

<u>号の3</u>	項第1号	化に関する法律 (平成13年法律 第57号) 第19条 第1項の規定に より読み替えて 適用される道路 交通法第74条の <u>3第9項</u>	<u>号の2</u>	項第1号	化に関する法律 (平成13年法律 第57号) 第19条 第1項の規定に より読み替えて 適用される道路 交通法第74条の <u>3第8項</u>
------------	------	---	------------	------	---

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。